

情けないことではあるが、平成29年5月24日付朝日新聞朝刊を見て、「国連特別報告者」という言葉を初めて知った。国際人権理事会から任命され、特定の国における人権状況や主題別勧告を行う専門家のことをいう。

この特別報告者に任命されているデービッド・ケイ米カルフォルニア大学教授は、平成28年4月に日本政府の招聘で来日し、我が国における表現の自由の状況を調査し、その結果報告が平成29年5月に国連人権高等弁務官事務所のホームページに公表されている。報道によれば、その内容の1つは、メディアの独立性が重大な脅威にさらされてアの独立性が重大な脅威にさらされてい。そこで、ケイ教授は、放送事業者に政治的公平性を求めている放送法第4条を撤廃すること、報道関係者を萎縮させないように特定秘密保護法を改正することなどを勧告している。

また、ケイ教授同様、特別報告者であるジョセフ・ケナタッチャルタ大学教授が、平成29年5月18日、我が国のいわゆる「共謀罪法案」(正確には、組織的犯罪処罰法の一部を改正する法律)について、国民のプライバシーに関する

権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性がある法案であるとの書簡を安倍晋三首相に送付し、その内容は国連のウェブページにも公表されている。その内容の一部を取り上げると、今般の改正法第6条(組織的な殺人罪の予備)の範囲が大幅に拡大すること、具体的な犯罪類型が「別表4」という形で表記され、新たに处罚対象とする277種類の犯罪が規定されているが、法律の重要な部分が別表に委ねられており、国民が共謀罪の適用を受けるのかどうかを理解することが一層困難になつてゐるとの懸念が示されている。さらに、今般の改正法案は、法務大臣らの国会答弁によれば国内法を「国境を越えた組織犯罪に関する国連条約」に適合させ、テロとの戦いに取り組む国際社会を支援することを目的として提出されたものであると主張されているが、捜査対象となる「組織犯罪」集団であるかどうかの判断や、捜査開始の要件としての、「計画」などのか、その具体的な定義が不十分であり、また、何をもつて「準備行為」であるといえるのかが不明確で

最近でも世界各地で発生しているテロで数多くの国民が殺害されている映像を見るとき、このような状況を克服したいと思うのは当然である。しかし、条文の不明確性や「別表4」に記載されている膨大な犯罪類型を踏まえると、どこからが犯罪となるのか、何をすれば捜査対象となるのかという重要な点が判然とせず、必然的に捜査機関の恣意的な運用を許すことになる。このことは、すでに歴史から我々が学んできたことでもある。そして、恣意的運用を許せば、テロリズムや組織犯罪集団とはまったく無関係な人々が、対象犯罪の「計画」や「準備行為」を理由として、ひつそりと継続的に監視していく状況が生まれる。加計問題は言つに及ばず、大学認可という行政の業務執行の公平性や、森友問題などに関して予算執行の適法性などをチェックすることが国会審理を通じて極めて難しことも我々は知るところができる。

情報開示がどれほど困難であったのか  
といふ点も我々はすでに歴史事実として  
学んだはずであり、その傾向はどん  
どんと進んでいくと言わざるを得ない。  
つまり、NGOなどさまざまの民間団  
体の活動を通じてより一層国家権力をを  
チエックしていくことが大切な時代を  
迎えているのである。

公文書管理法の趣旨に反し、文部  
科学省に保管されているであろうと  
主張された文書が、省内では正式に  
は見つかからなかつたなどの無責任・  
中途半端な答弁を私たちは国会で  
の答弁で目の当たりにしている。行  
政内部で行政側が不利だと判断し  
たデータがひつそりと抹消されかねな  
い状況にある。特別報告者を通じ  
て、政府の動きをチエックすることが  
国民から期待されている報道機関が  
政府から圧力をかけられる懸念や、  
国民のプライバシー権や表現の自由  
が侵害される懸念が国連人権理事  
会に報告・公表されている時代に私  
たちはいる。

「一般市民には無関係であるし、処罰  
されることはない」などとの国会答弁  
を聞いて雰囲気で安心していると、治  
安維持法制定後の国民と同じ轍を踏  
むことになりかねない。

最近でも世界各地で発生している事件で、数多くの国民が殺害されている。これらは名の大学教授の勧告などを受けて、私たちがどのような状況に置かれているのかを考えてみたい。

しかし、条文の不明確性や「別表4」に記載されている膨大な犯罪類型を見ると、どこからが犯罪となるのか踏まえると、どこからが犯罪となるのか、何をすれば捜査対象となるのかという重要な点が判然とせず、必然的に捜査機関の恣意的な運用を許すことになる。このことは、すでに歴史から我々が学んできたことでもある。そして、恣意的運用を許せば、テロリズムや組織犯罪集団とはまったく無関係な人々が、対象犯罪の「計画」や「準備行為」を理由として、ひつそりと継続的に監視していく状況が生まれる。加計問題などに関して予算執行の適法性などをチェックすることが国会審理を通して極めて難しいことも我々は知るところであるといふ点があげられている。

情報開示がどれほど困難であったのか  
といふ点も我々はすでに歴史事実として  
学んだはずであり、その傾向はどん  
どんと進んでいくと言わざるを得ない。  
つまり、NGOなどさまざまなもの民間団  
体の活動を通じてより一層国家権力をを  
チエックしていくことが大切な時代を  
迎えているのである。

公文書管理法の趣旨に反し、文部  
科学省に保管されているであろうと  
主張された文書が、省内では正式に  
は見つかからなかつたなどの無責任・  
中途半端な答弁を私たちは国会で  
の答弁で目の当たりにしている。行  
政内部で行政側が不利だと判断し  
たデータがひつそりと抹消されかねな  
い状況にある。特別報告者を通じ  
て、政府の動きをチエックすることが  
国民から期待されている報道機関が  
政府から圧力をかけられる懸念や、  
国民のプライバシー権や表現の自由  
が侵害される懸念が国連人権理事  
会に報告・公表されている時代に私  
たちはいる。

「一般市民には無関係であるし、処罰  
されることはない」などとの国会答弁  
を聞いて雰囲気で安心していると、治  
安維持法制定後の国民と同じ轍を踏  
むことになりかねない。